



中国税収居民身分証明に関する公布

中国国外から非貿易取引(ロイヤリティ、コミッション、サービスフィー、利息、配当等)で送金を受ける際、相手国で定められている非居住者への所得税率と比較して、租税条約等でより低い税率が定められている場合、一定の手続きを行うことで当該税率に基づき源泉徴収を受けることが可能となります。

その手続きの際、相手国側から居住者証明を求められることがありますが、中国では「中国税収居民身分証明」がそれにあたり、税務局に申請して入手します。この「中国税収居民身分証明」に関して、国家税務総局は2025年1月26日にさらなる海外取引の発展と納税者の税制優遇享受のために、「中国税収居民身分証明に関する公布(国家税務総局公告2025年第4号、以下、「本公布」)」を発表し、2025年4月1日から施行されます。

本公布による主な変更点は、以下の通りです。

- 申請目的として「租税条約の待遇を受けるためではない」が選択できるようになった
近年納税者が海外で遭遇した問題に柔軟に対応し、「中国税収居民身分証明」の活用範囲を広げる。
- 全行程オンライン手続きが可能
税務局のHPなどで申請の全工程を行うことができ、手続きがよりスムーズで便利になる。
- 「中国税収居民身分証明」の記載内容の変更
納税人識別番号などの情報追加、主管税務機関責任者署名の削除、パートナー企業情報など申請人が必要な個別ニーズにも対応できる。
- 手続き期間の短縮
現在10営業日必要な手続きが7営業日に短縮される。(居民身分を確認できる場合)

現在中国が租税条約を締結しているのは114の国と地域です。2024年の中国共産党全国大会でも高度なグローバル化を掲げており、中国居住企業の海外取引の活発化に貢献するものと思われます。

フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝阳区農光南里1号楼龍輝大厦12楼(創富港)12002室 電話: +86-131-6731-4021 担当: 坂林(SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州市工業園區旺墩路135号融盛商務中心1号2113室2122单元 電話: +86-512-6255-0697 担当: 高橋(TAKAHASHI) mi.takahashi@faircongrp.com
上海總公司 上海市黄浦区茂名南路58号花園飯店(上海)601室 電話: +86-21-6473-5450 担当: 粟村(AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	成都分公司 四川省成都市成華區双慶路10号華潤大厦32層3243室 電話: +86-28-6115-7211 担当: 大浦(OURA) da.oura@faircongrp.com

FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台湾・香港



FAIR CONSULTING
GROUP

<p>広州分公司 広州市天河区珠江新城花城大道 68 号环球都会广场 1710B 室 電話：+86-20-8559-9936 担当：米田（YONEDA） ka.yoneda@faircongrp.com</p>	<p>深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：米田（YONEDA） ka.yoneda@faircongrp.com</p>
---	---

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。